

# 18歳で成年を迎えるあなたへ

2023年6月24日 加 豊島岡女子学園高等学校

NTS総合弁護士法人 代表弁護士 櫻井 宏平  
同 弁護士 松本 優子

資料作成 一般社団法人 NTSセーフティ家計総合研究所



# 未成年と成年の違い① 未成年を保護する制度

## 「制限行為能力者制度」について

民法5条では、「未成年者が法律行為をするにはその法定代理人(親権者等の保護者)の同意を得なければならない」と定められており、未成年が**保護者の同意なしに契約などの法律行為をした場合には取消しをすることが可能**でした。  
これは、判断能力や知識・社会経験が不十分で未成年を守るための制度です。

### 制度の概要

未成年が一人で行うには保護者の同意が必要な行為	原則全ての法律行為。 ただし、例外として単に利益を得るだけの行為や、お金の遣いの範囲で物を買うことは一人でもできる。
同意なしに法律行為を行った場合	取り消すことができる。
取消しができる人	保護者と、未成年者本人
保護者になれる人	親権者、未成年後見人
保護者の権限	同意権、代理権、取消権、追認権(後から法律行為を認める)

# 未成年と成年の違い① 未成年を保護する制度

18歳のあなた = 未・成年者

行為能力  
(単独で確定的に有効な  
意思表示をする能力)が  
制限されている  
(制限行為能力)。

制限行為能力の例外

【単独で完全に有効な法律行為  
ができる場合】

- 単に権利を得又は義務を  
免れるべき行為
- 法定代理人が目的を定め  
処分を許した範囲内の行為
- 法定代理人から許された  
営業に関する行為
- 自らした法定代理人の同意  
追認無い行為の取消し
- 一定の身分行為

民法では  
20歳  
成年  
でした

現行民法では、18歳成年です

親権者  
未成年後見人  
(法定代理人)

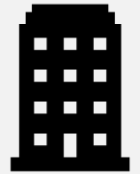
未成年者の権利義務

- 監護教育の権利義務(民法820条)
- 子の人格の尊重義務(民法821条)
- 居所指定権(民法822条)
- 職業許可権(民法823条)
- 財産管理・代表権(民法824条)
- 同意権(民法5条1項)・追認権(民法24条)  
→完全に有効
- 取消権(民法5条2項・民法120条1項)

売買契約等

取消

契約の相手方



取消がされると…

【取消の効果】  
→行為の遡及的無効(民法121条)  
ただし、制限行為能力者は現存利益の  
返還義務を負う(民法121条の2第3項後段)。

【現存利益】  
制限行為能力者が受けた利益のうち、  
原則そのまま、またはその形を変えて残っ  
ているもの。  
事案により個別に判断する。  
不当利得の返還義務(民法703条)の、  
「利益の存する限度」と同じ。

# 未成年と成年の違い② 成年になると、何が変わるのか

保護者の同意なしに、様々な契約をすることができます。

「契約」の (売買、賃貸借、雇用・・・etc)

※ただし実際には相手の会社の審査等があり、契約できない場合もあります



また、次の行為は、**20歳にならないとできません。**

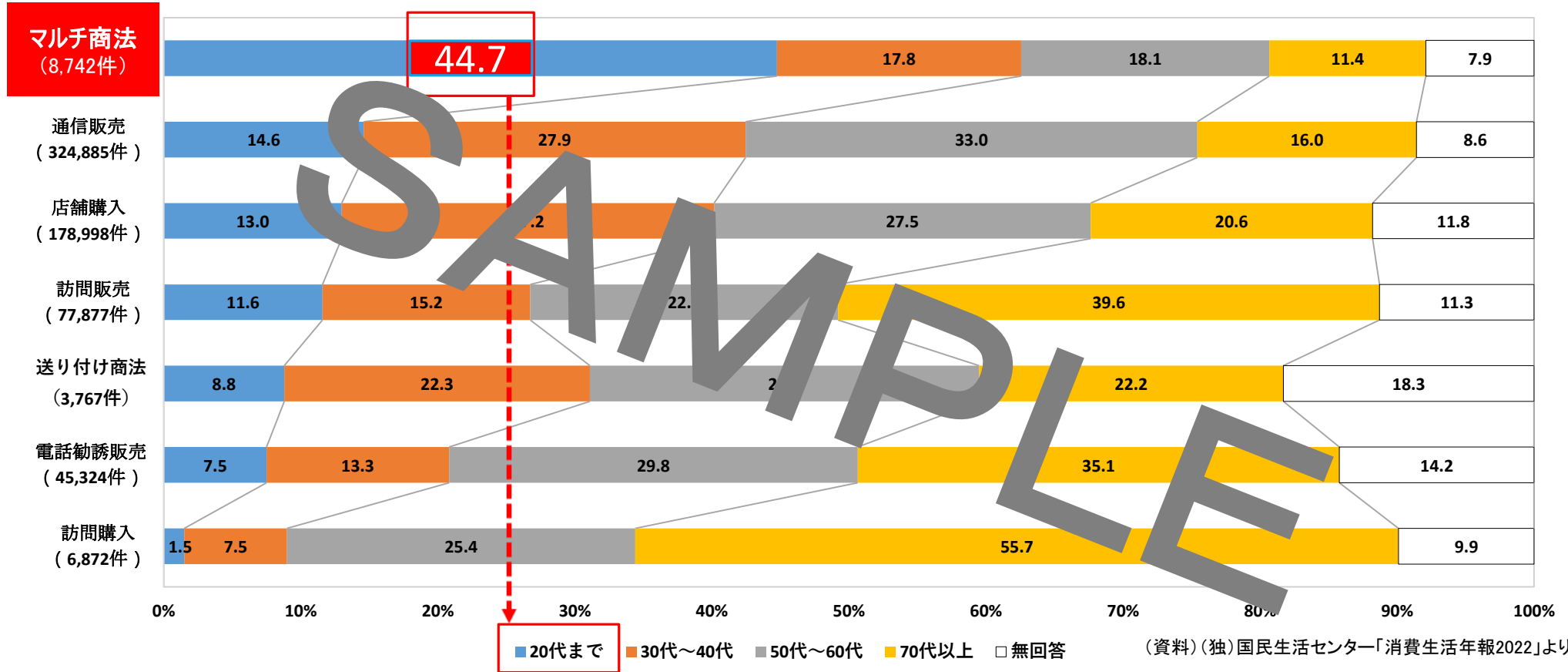
- ・お酒を飲む
- ・たばこを吸う
- ・競馬、競輪、オートレースなどの投票券(馬券など)を買う
- ・養子をとる

# 「契約」についての自由と責任

成年年齢が18歳に引き下げられた今、  
契約を結ぶかどうかを自分で決められる代わりに、  
その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

# 若者世代を狙った悪質商法

主な販売形態別に見た契約当事者年代別割合（2021年度）



なぜ、若者が狙われるのか？



社会経験・判断力が乏しいが、責任だけはしっかりある。しかも、お金が欲しい。



# 「悪質商法」の主な手口

「絶対に儲かる」などの言葉には要注意！！



名称	主な特徴・問題点
インターネット通販	アマゾン等のオンラインショッピングや有料マッチングサイト等のサービスで、偽物の商品が届いたり、出会えないのにお金を取られたりする。
電話勧誘販売	業者が電話をかけ、またはかけさせて、しつこく勧誘をしたり、実際よりいいものであるかのような情報を伝えたりして、いらぬものを買わせる。
ネガティブ・オプション (送り付け商法)	何の申し込みもしていないのに勝手に商品を送り付け、商品を受け取ったことで支払義務があると勘違いさせてお金を払わせようとする。
マルチ商法 (連鎖販売取引)	商品を買って、自分が他の人に売ると、買い手が増えるごとに利益が得られるとする商法。結局商品が売れず抱え込む等の問題が多い。
キャッチセールス・アポイントメントセールス	街頭で「アンケート」として近づいてきたり、「賞品が当たった」などと言って営業目的を隠して喫茶店や営業所に連れ込み、商品等を買わせる。
訪問購入	購入業者が、自宅などにやってきて、貴金属やブランド商品を安く買いたたいたり、強引に売らせたりする。
サイドビジネス商法 (内職商法)	高収入の副業ができる、技術が身につくなどとして、高い教材を売りつけたり、セミナー受講料を払わせたりする。結局高収入は得られない。
デート商法	恋愛感情を抱かせ、それを利用して高額な商品等を買わせる。
クレ・サラ強要商法	契約の際に無理やり借金をさせたり、クレジット契約を組ませたりする。
靈感商法	「先祖が崇めている」などと人の不安につけ込み、高額な壺等を買わせる。

# 悪質商法の具体的事例

## ① マルチ商法 <NTSセーフティ家計総合研究所 での相談事例>

Aさんは、「お宅のB君がマルチ商法にひっかかり、高校時代の友人を巻き込もうとしている」と、息子Bの友人の母親から知らされた。すぐにAさんが息子に確認したところ、「部活の友人に『絶対儲かるから』と、投資の情報が入っていると、USBメモリーを勧められ購入した。金は消費者金融から借りるよう言われて借金をした」と話した。ただ、詳しく話を聞こうとすると、「大丈夫」の一貫した返事で話を聞いてもらえず、途方に暮れて相談に来られた。

## ② デート商法・アポイントメントセールス

<最高裁判所第三小法廷判決平成23年10月25日民集第3巻7号3頁14頁の事案をアレンジしています>

CさんはSNSで知り合った男性Dと親しくなり、電話番号などの連絡先を交換し、ある日Dから電話があり、ジュエリーに興味ないか意見を聞かせてほしいと言われ、喫茶店で会うことになった。CさんはDから下の名前で呼ばれ、「もしCさんと付き合ったら」とか「豪華なパーティーに連れていきたい」などという話を繰り返された。その後Dの仲間数人も加わり、CさんとDはカップルみたいだとか話しかけながらCさんに次々にアクセサリを紹介し始め、身に着けるといいことが起こるなどと言って購入を勧めてきた。CさんはDに好かれたいという気持ちや、Dの仲間に囲まれて帰りたいと言い出しにくかったことから高額なアクセサリを購入してしまっていたが、その後Dとは連絡が取れなくなった。



# 悪質商法への対処方法

クーリング・オフや  
契約取消しは書面で  
通知しよう！

偽物の商品や、思っていたものと違う商品が送られてきた！

## 契約取消し・解除

嘘の宣伝等がなされた場合、民法や消費者契約法による契約の取消しや特定商取引法による解除も可能です。

悪質な勧誘で、いらぬものを  
買わされてしまった！

## クーリング・オフ、契約取消し

8日以内であればクーリング・オフ(申込みの撤回)ができる他、不安をあおる・好意を利用するなどした場合には、消費者契約法による契約の取消しもできます。

注文していないのに、商品が  
勝手に送られてきた！

## 受取拒否、返品、もしくは捨ててよし

契約していないため、支払いはありません！特定商取引法により、業者は商品の返金を請求できませんので、すぐに処分しても問題ありません。受取拒否や返品も可能です。

マルチ商法に引っかかり、商品  
を大量に買わされてしまった！

## クーリング・オフ

20日以内であればクーリング・オフができます。  
また、20日経過後もマルチ団体の退会は可能です。

※業者が自宅に上がり込み出ていかないような場合には、刑法上の犯罪(不退去罪)が成立する余地もあります。

# 注意すべき点

次の場合には「クーリング・オフ」ができません。

- 法律で決められた期間を過ぎた場合（マルチ商法・内職商法は契約後20日間、その他は8日間）
- 自分の意思で販売店に赴いた場合、通信販売の場合 ← ゲーム・アプリへの課金も通信販売の一種です！
- 化粧品、健康食品などの消耗品を使用した場合
- 3000円未満の契約で商品を取り、かつ代金を支払った場合
- 自動車を買った場合
- 消費者金融での借入れ（そもそも制度の対象外です。十分に注意しましょう！）  
※ローンでの借入れは割賦販売法によりクーリング・オフできる場合があります。

ただし、クーリング・オフができなくても、民法や消費者契約法等の法律により、契約取消しできる場合があります。



契約する前に一度立ち止まって、よく考えましょう！

- 悪質商法の被害を受けないために、商品の購入やサービス等への申込みをする場合は、まず契約書面をよく読んで不明な点は事業者を確認しましょう。
- マルチ商法の誘いがあった場合、相手が友人・知人でもきっぱりと断りましょう。
- 何か変だなと感じたら、契約をする前に身近な人に相談をすることも大切です。

# さいごに… ～あなたの人生は、あなた自身のもの～

高3生のあなたに、この時間でお伝えしたいこと

- 責任の自覚と知識の習得 (契約や法律について知ること)
- 怪しげな物、怖い話に要領注意 (マルチ商法などは、まずNO! から)
- クリティカルシンキング (これ本当にそうなの?)

## \* 被害にあったら、一人で悩まず相談しよう!

- **消費者ホットライン(188)** <sup>いやや</sup> 消費者庁が設置する相談窓口です。
- **消費者ホットライン平日バックアップ相談**  
03-3446-1623(平日のみ)  
ホットラインがつながりにくいときに、国民生活センターによるバックアップ相談が受けられます。
- **各地の消費生活センター** <https://www.kokusen.go.jp/map/>  
東京:03-3235-1155 千葉:047-434-0999 埼玉:048-261-0999 神奈川:045-311-0999
- **法テラス(日本司法支援センター)** 0570-078374  
相談機関の案内や無料法律相談を行っています。
- **警察相談ダイヤル(発信地を管轄する各都道府県警察本部等の総合窓口)** #9110



## 【参考になるサイト・動画等】

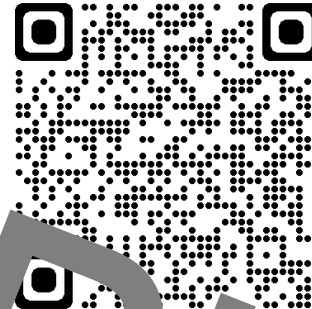
特定商取引法ガイド  
(クーリング・オフ制度の説明等)



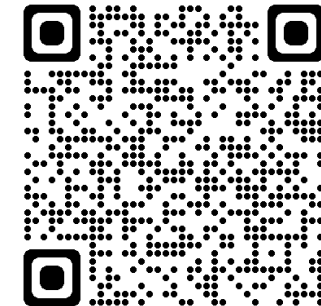
全国大学生協連  
(悪質商法の詳しい紹介)



消費者庁  
(手口と対策の紹介)



警視庁  
(手口・相談先の紹介等)



ユーチューバー・KENZOのチャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCoewz-Ub4Nudqqcdq4gWT5w>

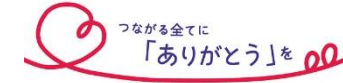
(悪質商法の手口紹介や企業・セミナー会場への突撃などを行っており、悪質商法のリアルを知ることができる)

## 【本日の講師】

NTS総合弁護士法人 東京本部

TEL : 03-6453-7040

FAX : 03-3457-1650



### 弁護士 櫻井 宏平 (代表)

経歴	日本大学大学院法務研究科修了 2013年 弁護士登録 2013年 上野秀一法律事務所 2014年 和和法律事務所 2017年 NTS総合弁護士法人 設立 代表弁護士兼 親事務所 所長 兼任 2018年 親事務所 福岡事務所 就任 2020年 東京本部 事務所 就任
主な取扱い分野	企業法務、民事介入暴力対応事件、労働法務、債権管理のコンサルティング、債務整理
所属	東京弁護士会

### 弁護士 松本 優子

経歴	早稲田大学大学院法務研究科修了 2009年 弁護士登録 2009年 都内法律事務所 2012年 都内法律事務所 2016年 原子力損害賠償紛争解決センター 調査官 2021年 外資系民間会社 2023年 NTS総合弁護士法人東京本部入所
主な取扱い分野	一般民事、家事事件、債権回収、企業法務
所属	第二東京弁護士会

## 【お問い合わせ先】

一般社団法人 NTSセーフティ家計総合研究所 事務局

TEL : 03-6459-4770

Mail : nts\_kskn@nts-hd.co.jp

家計のご相談、お金に関するお困りごとのご相談をお受けします。



#### 【お知らせ】

私どもの活動にご賛同いただける方からのご寄付を受付けております。  
詳しくはホームページをご覧ください